

## 第2章 町民の力や知恵が集まるまちづくり

### 第1項 交流とひろばづくりの推進

世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行うとともに、交流の機会を積極的に創設してコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、まちづくりに対する人材育成や自主的なまちづくり団体の活動・育成・支援に努め、交流・参加型のまちづくりをめざします。

#### 第1節 町民参加

・町民が気軽にまちづくりや行政運営に参画できる機会の拡充に努めるとともに、まちづくりへの町民の自主的な活動に対する支援や町民活動における人材確保や育成などを図り、協働によるまちづくりを推進します。

##### 1. 協働によるまちづくりの推進

(1) 町民参加の推進 (2) 市民活動環境の充実 (3) 活動団体や人材の育成

#### 第2節 交流

・主体的に地域づくりに取り組むためのコミュニティ活動の促進を図るとともに、町民相互や世代間、姉妹都市など様々な交流に気軽に参加できる環境づくりや地域コミュニティの形成を進めます。

##### 1. 交流活動の推進

(1) コミュニティ活動の推進 (2) 姉妹都市との交流



### 第2項 開かれた町政と情報化の推進

さまざまな手段や機会を通じて、広報・広聴活動を充実するとともに、情報公開の一層の推進を図り、町民と行政が同じ問題意識を持ちまちづくりに取り組めるよう、情報の共有化に努め、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

#### 第1節 広報・広聴

・町政に関する正確な情報を迅速かつ確に分かりやすく町民に提供するとともに、まちづくりに対する意向や満足度を的確に把握し、町政運営に反映させる体制を推進します。

##### 1. 広報・広聴活動の推進

(1) 広報活動の充実 (2) 広聴活動の充実

#### 第2節 情報化

・町民ニーズに沿った情報提供や情報サービスの充実を図るための情報ネットワーク整備を推進するとともに、情報化に対応した教育などを進めることにより、情報化時代を担う人材の育成を図ります。

・すべての町民に分かりやすい情報を適切に公表できる情報公開制度をめざすとともに、個人情報の適正な取り扱いを確保することによる、個人情報保護の徹底を推進します。

##### 1. 情報化の推進

(1) 情報化環境の整備 (2) 情報化社会への対応

##### 2. 情報公開と個人情報保護

(1) 情報公開の推進 (2) 個人情報保護の推進



### 第3項 効率的な行財政の運営

多種多様な行政需要や地方分権の推進に的確に対応するため、長期的な財政状況を見据えるとともに、行政管理システムの構築、広域行政など効率的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進します。

#### 第1節 行財政運営

・多様化する町民ニーズを的確に把握し対応できる行政運営に努め、町民の立場に立った町民本位の質の高い行政サービスを推進するとともに、財政収支不足の解消に努め、自立した財政運営の維持を図ります。

##### 1. 行財政改革の推進

(1) 行政運営の推進 (2) 行政機構の合理化 (3) 財政運営の推進 (4) 広域行政の推進